

総合評価落札方式入札後審査型における「自己採点方式」Q & A

1 自己採点方式全般

Q1-1	「自己採点方式」実施の根拠となる規定は何でしょうか？
A1-1	「浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領」（以下「要領」という。）を準用し、要領中「自己評価申請書」を「自己採点申請書」に読み替えて実施します。要領は、浜松市公式ホームページの 市政>例規・条例>浜松市要綱集>財務部 に掲載していますので、ご確認ください。
Q1-2	「自己採点方式」の対象工事はどうすれば確認できますか？
A1-2	入札公告「1 制限付一般競争入札に付する事項」に対象工事である旨を明記します。
Q1-3	「自己採点方式」では、入札公告から落札者決定までにかかる期間は短縮されますか？
A1-3	「自己採点方式」は、入札参加者・発注者双方の事務負担の軽減を目的としているため、試行時に期間の短縮はしませんが、試行状況を踏まえて短縮の可否を検討する予定です。
Q1-4	自己採点申請書と入札価格だけで落札者が決定するのですか？
A1-4	落札候補者は、自己採点申請書と入札価格で決まりますが、落札候補者の入札参加資格や自己採点申請書の内容は、これまでと同様に入札後に施工実績資料等の提出を求め、契約担当課が審査を行った上で、落札者を決定します。
Q1-5	評価値が最も高い者に次ぐ者（次順位者）以下に対しては、評価点の審査を実施しないのですか？
A1-5	評価値が最も高い者に次ぐ者（次順位者）以下は、原則として評価点の審査を実施しませんので、自己採点申請書に基づき算出された評価値等が入札結果として公表されます。
Q1-6	自己採点申請書は、評価点を高めに申請したほうが有利になりますか？
A1-6	落札候補者には、施工実績資料等の提出を求め、自己採点申請書に誤りがないか審査を行いますので、有利になることはありません。
Q1-7	落札候補者の自己採点が過大な場合（自己採点が契約担当課の採点より高い場合）は、どうなりますか？
A1-7	自己採点が過大な場合は、契約担当課が正しい評価点に修正して評価値を算定します。
Q1-8	落札候補者の自己採点が過小な場合（自己採点が契約担当課の採点より低い場合）は、どうなりますか？
A1-8	自己採点が過小な場合は、要領第6条第1項の規定に基づき自己採点を評価点として評価値を算定します。契約担当課で自己採点を上方修正することはありませんので、申請時にはご注意ください。

2 自己採点方式の評価項目

Q2-1	該当業種における過去2年度の工事成績評定点の平均点は、どのように算定すればいいですか？
A2-1	過去2年度に完成検査が行われた最終契約金額 500 万円以上の工事が対象になります。対象となる工事について、過去2年度の工事成績評定点の合計を工事件数で除し、小数点以下第3位を切り捨てて、算定します。
Q2-2	該当業種における過去2年度の工事成績評定点が分からない場合は、どうすればいいですか？
A2-2	財務部技術監理課技術企画グループ（電話 053-457-2813）へお問い合わせください。
Q2-3	過去1年間の入札参加停止の状況が分からない場合は、どうすればいいですか？
A2-3	入札参加停止の状況は、浜松市公式ホームページの 創業・産業・ビジネス > 発注情報（入札・契約） > 工事・工事関連業務委託入札情報 に掲載していますので、ご確認ください。文書注意と口頭注意の状況は、財務部調達課工事契約グループ（電話 053-457-2176）へお問い合わせください。
Q2-4	施工実績が同種・類似工事に該当するか、自己採点申請書の提出前に確認してくれますか？
A2-4	自己採点方式を実施する目的は、入札参加者・発注者双方の事務負担の軽減を図ることですので、自己採点申請書の提出前に発注者が入札参加者個別の施工実績を確認することは予定していません。発注者は、同種・類似工事の評価指標の単純化・明確化に努めるとともに、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限を従来に比べ1～2日程度延長します。評価指標に疑義がありましたら、入札公告等で示す質疑応答書を速やかにご提出ください。
Q2-5	配置予定技術者は、開札後に落札候補者として施工実績資料等を提出するまで個人を特定しなくてもいいですか？
A2-5	落札候補者となった場合は、提出済みの自己採点申請書と同じ評価点となる配置予定技術者に係る資料を提出する必要があります。自己採点申請書を提出する時点で、配置予定技術者の候補が複数名存在する場合は、資格等の評価点が最も低くなる配置予定技術者で自己採点申請書を作成してください。開札後に評価点が変わらないよう、十分ご注意ください。

3 自己採点申請書提出時の注意事項と契約担当課の対応

Q3-1	自己採点申請書のデータ提出にあたって注意する点がありますか？
A3-1	自己採点申請書は、入札案件ごとに評価項目や配点が異なりますので、入札情報サービス（P P I）に格納されている該当案件の申請書を必ずご使用ください。また、契約担当課による確認事務の効率化のため、エクセルファイルで提出してください。
Q3-2	自己採点申請書に入力した自己採点に誤りがあった場合は、どうなりますか？
A3-2	入札は有効として扱い、失格や無効にはなりません。原則としてペナルティを課すことはありません。 自己採点申請書に誤りがあった場合でも審査の結果、評価値の順位に変動がない場合は、落札者となります。順位に変更がある場合は、次順位者を新たな落札候補者として改めて審査を行う必要が生じ、落札決定までの期間が長くなるなど、他の入札参加者にも影響があります。自己採点申請書の作成にあたっては、誤りがないようご注意ください。
Q3-3	提出済の自己採点申請書の差し替えは可能ですか？
A3-3	入札公告で定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限内は、差し替えが可能ですが、提出期限を過ぎた場合はできません。自己採点申請書の作成・提出の際には、ご注意ください。
Q3-4	自己採点申請書の自己採点欄を未入力のまま提出した場合は、どうなりますか？
A3-4	未入力となっている項目は、原則として配点上の最低点で評価しますので、自己採点申請書の作成・提出の際には、ご注意ください。
Q3-5	別の入札案件の自己採点申請書を誤って提出した場合は、どうなりますか？
A3-5	自己採点申請書の評価項目や配点が異なることが想定され、自己評価の内容を契約担当課で適正に把握できないことから、原則として評価点を0点（加算点なし）として取り扱います。自己採点申請書の作成・提出の際には、ご注意ください。
Q3-6	自己採点申請書の提出を忘れた場合は、どうなりますか？
A3-6	原則として評価点を0点（加算点なし）として取り扱いますので、自己採点申請書の提出の際には、ご注意ください。

※Q&Aは、随時更新・追加をします。

4 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話 053-457-2176